

高岡市地域交流センター包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

高岡市（以下「本市」という。）では、令和6年度より民間のノウハウを活かした合理的な公共施設の管理を行うため、小修繕等を含む維持管理業務を一括して委託する地域交流センター包括管理業務委託（以下「本業務」という。）を試行導入した。

1年間（令和8年度）の試行延長にあたり、本業務を適正かつ効率的に実施し、業務効果を最大限に高めるため、価格以外の要素を含めた最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定することを目的として再度プロポーザルを実施するもの。

2 業務概要

（1）業務名

高岡市地域交流センター包括管理業務委託

（2）業務内容

地域交流センター32施設の維持管理業務等の包括実施

ア 対象施設及び業務：別紙1「対象施設一覧」及び別紙2「包括管理業務委託に係る業務一覧」のとおり

イ 各業務の詳細は、資料1「高岡市地域交流センター包括管理業務委託提案仕様書」、資料2「修繕実績リスト」及び資料3「令和7年度保守管理業務予算額」を参考に、本プロポーザルで選定した優先交渉権者との詳細協議を踏まえ、確定する。

ウ 資料1、2、3及び別紙2の提供を希望する事業者は、資料提供依頼書（様式第1号）を電子メールで提出すること。

エ 業務期間中においても、本市と受託者との間で協議を行い、対象施設又は対象業務を増減させる場合がある。

（3）業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

（4）提案限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

35,700千円（1年間の総額）

※提案限度額を超える提案を行った場合は、失格とする。

3 資格要件

（1）参加資格

参加者は、次の要件全てを満たす事業者（個人での参加は不可）とする。

ア 高岡市入札参加資格者名簿に登載された者であること。（参加表明書提出時点に競争入札参加資格者名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行い、受理されること。）

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ウ 高岡市指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 国税および地方税に滞納がないこと。
- オ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。
- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
- ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
- イ） 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- ロ） 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役。
- ハ） 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- ニ） 組合の理事
- ホ） その他業務を執行する者であって、イ）からニ）までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- （2）複数の事業者が共同で応募する場合（共同事業体による応募）は、共同事業体を構成する全ての事業者が次の要件全てを満たしていること。
- ア 「（1）参加要件」のすべてを満たしていること。
- イ 複数の事業者が共同事業体を構成して応募する場合は、総括責任者が在籍する事業者を代表事業者として定め、代表事業者が応募手続を行うこと。
- ウ 同時に複数の共同事業体の代表事業者又は構成事業者となることはできない。

エ 単独で本プロポーザルに参加しようとする事業者は、共同事業体で応募する場合の代表事業者又は構成事業者になることはできない。

オ 企画提案書の提出期限後において、共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更はできない。

4 スケジュール

No.	内容	期日
1	実施要領の公表	令和7年12月15日（月）
2	質問書の提出期限（任意）	～令和7年12月18日（木）午後5時
3	質問書に対する回答	～令和7年12月23日（火）
4	参加申込書等の提出	～令和7年12月23日（火）午後5時
5	参加資格審査の結果通知	～令和7年12月25日（木）
6	企画提案書等の提出期限	～令和8年1月13日（火）午後5時
7	プレゼンテーション	令和8年1月22日（木）予定
8	審査結果通知	～令和8年1月30日（金）予定
9	優先交渉権者の決定通知	～令和8年1月30日（金）予定
10	基本協定の締結	令和8年2月中 予定
11	契約締結	令和7年度中 予定
12	業務開始	令和8年4月1日（水）

5 実施要領の公表等

（1）公表日

令和7年12月15日（月）

（2）公表方法

高岡市ホームページ

（3）取得方法

市ホームページからダウンロードする。

6 質問書の提出（任意）

（1）提出期限

仕様書等に質問がある場合は、質問書（様式第2号）を令和7年12月18日（木）午後5時までに電子メールで提出すること。（電子メール送信後、電話で受信確認すること。）電話・来庁等口頭による質問は不可とする。

（2）質問書への回答期限及び方法

令和7年12月23日（火）までに、質問者の法人名を伏せたうえで市ホームページに掲載する。

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年12月23日（火）午後5時（郵送の場合は必着）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土・日、祝日等は除く。）

(3) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 参加申込書兼誓約書 (様式第3号)	1部	
イ 共同事業体構成届出書 (様式第4号)	1部	共同事業体の場合のみ
ウ 事業者概要調書 (様式第5号)	1部	参加事業者の概要を紹介したパンフレットがあれば提出してください。〔任意提出〕
エ 定款、規約その他これらに類する書類	1部	最新のもの（コピー可）
オ 法人印鑑証明書	1部	
カ 納税証明書 (滞納がないことの証明書)	1部	消費税及び地方消費税、法人税、都道府県税、市町村税

※オ及びカについては、発行後3か月以内のもの。

※カについては、税務署及び本社所在の自治体で発行されたもの。

※提出書類に押印する印鑑は、全て「オ法人印鑑証明書」と同一の印鑑とすること。

※共同事業体の場合は、ウからカまでの書類について、構成員の分も提出すること。

※必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、封筒表面に「高岡市地域交流センター包括管理業務委託プロポーザル参加申込書在中」と明記すること。

(5) 参加資格審査及び結果通知

提出書類に基づき、本要領3に掲げる参加資格を満たしているかを審査し、その結果を令和7年12月25日（木）までに電子メールで通知する。

8 企画提案書等の提出

本要領7（5）で参加資格を満たしていると本市が認めた事業者は、次のとおり

企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年1月13日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土・日、祝日等は除く。）

(3) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 企画提案書 (様式第6号)	正本1部	
イ 企画提案書別紙	正本1部 副本10部	・本要領9に基づき、できるだけ具体的かつわかりやすく記載すること。
ウ 同種又は類似業務受託 実績書（様式第7号）	正本1部 副本10部	・受託者であることが証明できる文書及び業務の内容が分かる文書等を添付すること。 ・副本については、参加事業者を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないこと。
エ 業務開始までのスケジ ュール（様式任意）	正本1部 副本10部	・優先交渉権者選定から業務開始までのスケジュールを記載すること。
オ 参考見積書 (様式第8号)	正本1部	・代表者印を押印すること。 ・本要領10に示す業務ごとの見積額を記載し、かつ、年度ごとの内訳を記載すること。

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、封筒表面に「高岡市
地域交流センター包括管理業務委託企画提案書在中」と明記すること。

(5) その他

ア 書類提出後の修正、変更は認めない。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 1事業者（又は1共同事業体）につき1件の企画提案のみ受け付ける。

9 企画提案書別紙の作成要領

企画提案書別紙は、以下の〔企画提案書別紙の構成〕に記載する項目及び記載内容に基づき、可能な限り具体的に記載すること。

[留意点]

・全30ページ以内とし、A4判（縦・片面印刷）に横書きで作成のうえ、部ごとに

クリップ留めすること（ホチキス留め不要）。

- ・A3判の図版等がある場合は、横向き・片面印刷とし、A4判に折り込むこと。
なお、A3判1枚は、A4判2ページに換算する。
- ・ページ番号を付すこと。
- ・図表等を除き、原則、文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ・参加事業者を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないこと。

[企画提案書別紙の構成]

項目	記載内容
1 基本的考え方、必要なノウハウの有無	<ul style="list-style-type: none">(1) 基本的な考え方…本市が抱えている課題や業務目的・効果など、本業務に対する基本的考え方を記載のこと。(2) 必要なノウハウの有無…「様式第7号同種又は類似業務受託実績書のとおり」と記載のこと。
2 実施体制及び人員配置等	<ul style="list-style-type: none">(1) 実施体制…平常時の業務の実施体制（組織・指揮命令系統、巡回点検業務を含む職務分担、配置人員数、人員の配置場所等）について記載のこと。(2) 巡回点検…巡回点検の実施内容・頻度等について具体的に記載のこと。(3) 総括責任者…総括責任者（候補者）の業務実績及び保有資格、業務責任者及び業務担当者に求められると考える資質・資格について記載のこと。
3 不具合等の通報窓口及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none">(1) 不具合等の通報窓口…不具合等が発生した場合の通報窓口の在り方について具体的に記載のこと。(2) 緊急時の対応…事故や緊急修繕発生時の対応方針と業務フロー、大規模災害発生時における業務継続体制について記載のこと。
4 経営状況	貴社の経営状況に対する自己評価を記載のこと。
5 保守点検等業務の品質及び効率性	<ul style="list-style-type: none">(1) 業務フロー…保守点検等業務の業務フローをわかりやすく記載のこと。(2) 品質及び効率性…保守点検等業務の品質及び効率性を維持向上させるための考え方や手法を記載のこと。
6 修繕業務の実施方法	<ul style="list-style-type: none">(1) 業務フロー…修繕業務について、修繕優先度の決定方法を含めた業務フローをわかりやすく記載のこと。(2) 予算管理…精算方式とする修繕業務について、予算の範囲内で計画的に実施していくための考え方や手法を記載のこと。

7 市内事業者等との協力体制・活用方法等	(1) 協力体制…業務準備期間における専門事業者との契約等の引継ぎの手法やスケジュール、誤解（委託金額の切下げ、仕事がなくなる等）を生じさせないための工夫について記載のこと。 (2) 活用方法…市内事業者（高岡市内に本社又は営業所等を有する事業者）を、現行水準と同等かそれ以上の水準で活用するための具体的な提案を記載のこと。
8 公平性、公正性の確保	事業者選定手続における公平性・公正性の確保、再委託価格設定の考え方について、できる限り具体的に記載のこと。
9 情報共有等	高岡市との情報共有や市職員のスキル等の向上のための具体的な提案を記載のこと。
10 独自提案	・本業務において、仕様書（案）に規定する業務以外に、どのような業務を追加で実施しようと考えているか、また、貴社ならではのノウハウや強みをどのように活用することを考えているかを記載のこと。ただし、提案金額内で実施可能な提案とすること。 ・その他、特にアピールしたい点があれば自由に記載のこと。

10 提案限度額

本業務の委託料については、35,700千円（1年間の総額。消費税及び地方消費税を含む。）を限度として、参考見積書及び以下に示す①から③に係る業務ごとの金額がわかる積算内訳表を提出すること（様式第8号）。

積算内訳表における業務ごとの見積額が、以下に示す業務ごとの金額を超えることは差し支えないが、提案限度額の総額を超える提案を行った場合は、失格とする。

※提案限度額の内訳

①保守点検等業務（修繕業務及びマネジメント業務を除く経費）	24,750千円／1年
②修繕業務	5,000千円／1年
③マネジメント業務	5,950千円／1年
提案限度額の総額	35,700千円／1年

11 企画提案の審査及び優先交渉権者の決定

（1）審査の方法

本市が設置する「高岡市地域交流センター包括管理業務委託受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、次に示す審査項目及び配点に基づいて審査を行う。

(2) 審査項目及び配点

区分	評価項目	評価の視点	配点
業務遂行能力 (30点)	1基本的考え方、必要なノウハウの有無	<ul style="list-style-type: none"> 本市が抱えている課題や業務目的・効果など、本業務に対する基本的考え方は適切か。 本業務と同種又は類似の業務を行った実績があるなど、業務遂行に必要なノウハウを有しているか。 	5
	2実施体制及び人員配置等	<ul style="list-style-type: none"> 平常時の業務の実施体制、人員配置は充実しているか。 巡回点検の実施内容・頻度等は充実しているか。 総括責任者（候補者）は、業務遂行に必要な実績、能力、知識を有しているか。 	15
	3不具合等の通報窓口及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 不具合等が発生した場合の通報窓口の在り方は適切か。 事故や緊急修繕発生時の対応方針と業務フローは適切か。 大規模災害発生時における業務継続体制は確立されているか。 	5
	4経営状況	<ul style="list-style-type: none"> 経営状況に問題はないか。 	5
企画提案内容 (60点)	5保守点検等業務の品質及び効率性	<ul style="list-style-type: none"> 保守点検等業務の業務フローは、本市の事務負担軽減に資するものとなっているか。 保守点検等業務の品質及び効率性を維持向上させるための考え方や手法は適切か。 	5
	6修繕業務の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 修繕業務の業務フローは、本市の事務負担軽減に資するとともに、迅速性が担保されたものとなっているか。 精算方式とする修繕業務について、予算の範囲内で計画的に実施していくための具体的な提案があるか。 	10
	7市内事業者等との協力体制・活用方法等	<ul style="list-style-type: none"> 業務準備期間における専門事業者との契約等の引継ぎの手法やスケジュール、誤解を生じさせないための取組は適切か。 市内事業者を、現行水準と同等かそれ以上の水準で活用するための具体的な提案があるか。 	15

		・市内事業者の技術力やノウハウの向上に資する提案はあるか。	
8公平性、公正性の確保		・事業者選定の手続は適切か。 ・再委託価格の設定方針は適切か。	10
9情報共有等		・高岡市との情報共有や市職員のスキル等の向上のための提案は効果的か。	10
10独自提案		・効果が期待でき、かつ実現可能な追加サービスや独自提案がなされているか。 ・点検結果等の施設管理情報を活用した、本市の公共施設マネジメントに資する提案があるか。	10
価格点 (10点)		・10点×最も低い見積額（1年間の総額）／当該事業者の見積額（1年間の総額）※小数点第3位以下切り捨てとする。	10
		合計	100

(3) プрезентーション

ア 実施日時

令和8年1月22日（木）（開始時刻は別途通知する。）

イ 場所

高岡市広小路7番50号 高岡市役所庁舎内

（会議室名、待機場所は別途通知する。）

ウ 内容

プレゼンテーション及び質疑応答

エ 説明者

1事業者当たり4名まで

※原則、総括責任者（候補者）は出席のこと。

オ 実施方法

企画提案の内容の説明：1事業者20分以内（準備及び撤去の時間含まず。）

選定委員会委員からの質疑：10分程度

カ その他

プレゼンテーションの際、パワーポイントを使用することができる。プロジェクター、ケーブル（HDMI）、スクリーン及び電源は市で準備するが、パソコンは各自で準備すること。

(4) 優先交渉権者の選定

選定委員会による審査により順位を決定し、最高順位の事業者を優先交渉権者として選定する。

ただし、審査項目に基づく各審査委員の評点の平均が60点に満たない事業者は、優先交渉権者として選定しない。

（5）次点交渉権者の地位

選定委員会による審査により、第2位となった事業者を次点交渉権者とする。

なお、次点交渉権者の地位は、優先交渉権者との契約が締結されるまでの間、保持するものとし、詳細協議において優先交渉権者と合意に至らなかったとき、又は優先交渉権者が辞退したときは、次点交渉権者が優先交渉権者に繰り上がるものとする。

（6）審査結果の通知

審査結果は、令和8年1月30日（金）までに、全ての参加事業者にメール及び書面で通知する。

（7）優先交渉権者の決定及び公表

市は、選定委員会の審査結果等を踏まえて優先交渉権者を決定し、市のホームページで優先交渉権者の名称等を公表する。

なお、優先交渉権者の地位は、原則、本業務に係る契約締結までの間、保持するものとする。ただし、その期間は令和8年3月31日までとする。

（8）その他

審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。また、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

12 契約に関する事項

（1）基本協定の締結

優先交渉権者決定後、本市と優先交渉権者は、契約締結に向けた双方の義務など、本業務の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

（2）契約締結前の詳細協議

ア 優先交渉権者は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、本市との随意契約に向けた詳細協議を行う必要がある。

イ 優先交渉権者は、上記の詳細協議を踏まえ、改めて見積書を本市に提出すること。ただし、この時に提示する見積額は、原則として、企画提案時に提出した参考見積書の見積額（総額）を上回ることはできない。

（3）契約締結

ア 前項の詳細協議が整い次第、本市と優先交渉権者とは、令和8年3月を目途に、随意契約により契約を締結する。ただし、詳細協議において双方が合意に至らない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

イ 契約締結までの間に、優先交渉権者及び次点交渉権者が本要領3に掲げる参考要件を満たさなくなった場合は、契約は締結しない。

ウ 契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

13 失格事項

本プロポーザルへの参加事業者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要領2 (4) 及び10に示す提案限度額（総額）を超える提案を行った場合
- (2) 本要領3に示す参加要件を満たさなくなった場合
- (3) 本要領8 (1) に示す期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- (4) 本要領11 (3) に基づくプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 提出書類及びプレゼンテーションの内容等について、虚偽、不正等があること
が明らかになった場合
- (6) 他の参加事業者と応募内容について相談するなど、公平、公正なプロポーザル
の実施を阻害したと本市が認めた場合

14 その他

- (1) 本プロポーザルの参加検討から業務開始に至るまでに要する一切の費用は、参
加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。ただし、本市は、本
プロポーザルの結果の公表など本市が必要と判断した場合には、参加事業者の了
承を得た上で、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出書類は、高岡市情報公開条例（平成17年条例第25号）に規定する「公文
書」として、同条例に基づく開示請求の対象となる。ただし、企業ノウハウに關
することなど参加事業者が知的財産と認める情報については、開示しないものと
する。また、情報の開示は、原則として本プロポーザルによる優先交渉権者決定
後とする。
- (4) 本プロポーザルへの参加申込を取り下げる場合は、速やかに文書でその旨を通
知すること。（文書は任意様式とするが、代表者印の押印が必要。）
- (5) 本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会にお
いて予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失
う場合があり得るものとする。

15 問合せ・書類等の提出先

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

高岡市生活環境文化部地域課自治係

TEL : 0766-20-1326

メール : chiiki@city.takaoka.lg.jp